ふれあいのまちづくり事業地域福祉活動事業助成要綱

（令和２年４月１日決裁）

（目的）

第１条　社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会は、誰もが自分らしく地域での生活が実現できる「地域共生社会」の取り組みを進めるため、社会福祉団体・施設（以下、「団体等」という。）が地域住民との交流事業を積極的に進め、地域におけるネットワーク形成の促進を支援・助成するため、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会補助金等の交付等に関する規則（令和２年４月１日決裁。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

（助成対象事業等）

第２条　助成金は、高齢者及び障がい者、児童・生徒を対象に、次の事業を行う団体等に対し、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が交付する。

　⑴　地域に対するボランティア活動（訪問活動、会食会活動、清掃活動等）

　⑵　つどい、バザー、感謝祭等の交流事業

　⑶　こども食堂、認知症カフェ等の居場所づくり活動

　⑷　その他会長が認める事業

（助成額）

第３条　助成金は、予算の範囲内とし、１団体あたり１年度につき15万円を限度とする。

（申請書等）

第４条　規則第４条第１項の規定による申請書は、ふれあいのまちづくり事業地域福祉活動事業助成金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

　⑴　事業計画書

　⑵　収支予算書

　⑶　その他会長が必要と認める書類

（変更承認の申請）

第５条　団体等は、規則第６条第１項の規定により会長の承認を受けようとする場合は、ふれあいのまちづくり事業地域福祉活動事業変更承認申請書（第２号様式）を会長に提出しなければならない。

（前金払）

第６条　会長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める助成金について前金払の方法により助成金を交付することができる。

２　団体等は、前項の規定により前金払の支払いを受けようとする場合は、助成金の交付決定後速やかに書面により助成金の交付を請求するものとする。

（実績報告）

第７条　規則第13条による実績報告は、実績報告書（第３号様式）に、次に掲げる書類を添付し行うものとする。

　⑴　事業実績書

　⑵　収支決算書

　⑶　その他会長が必要と認める書類

（助成金の交付の請求）

第８条　助成金の交付の決定を受けた団体等は、助成事業が完了したときは、速やかに書面により助成金の交付を請求するものとする。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　附　則

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　「ふれあいのまちづくり事業」福祉施設地域福祉活動啓発事業助成要綱（平成11年９月22日施行）は廃止する。

３　この要綱施行の際、現に前項の要綱により助成を受けている団体等の取扱いについては、なお従前の例による。